二級河川新井田川水系雪谷川改修工事及びこれに伴う町道向川原駒木線付替工事に関する事業認定理由

平成１５年６月１７日に岩手県知事より申請のあった二級河川新井田川水系雪谷川改修工事（岩手県九戸郡軽米町大字軽米第８地割地内並びに同県同郡同町大字上舘第１９地割地内から岩手県九戸郡軽米町大字軽米第８地割地内並びに同県同郡同町大字上舘第１８地割地内まで）及びこれに伴う町道向川原駒木線付替工事（岩手県九戸郡軽米町大字上舘第１８地割地内から同県同郡同町大字上舘第１９地割地内まで）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

１　土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業のうち二級河川新井田川水系雪谷川改修工事（以下「本体工事」という。）は、土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第３条第２号に掲げる河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される町道向川原駒木線付替工事（以下「関連工事」という。）は、土地収用法第３条第１号に掲げる道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

２　土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第１５地割字駒木地内並びに同県同郡同町大字上舘第２０地割字横井内地内から、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第２地割字萩田地内並びに同県同郡同町大字上舘第１４地割字内目の下地内までの延長３，６９０ｍの区間（以下「本件区間」という。）における二級河川新井田川水系雪谷川（以下「雪谷川」という。）の改修工事に係る事業であり、岩手県知事が施行するものである。

雪谷川は、河川法第５条第１項の規定により、岩手県知事が指定した二級河川であり、また、同法第１０条第１項の規定により、二級河川の管理は当該河川の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うこととされていることから、岩手県知事は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

３　土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

（１）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、新井田川水系工事実施基本計画（平成９年８月２２日建設大臣認可。以下「工事実施基本計画」という。）により年超過確率１／１００の洪水に対応するため定められた計画高水流量５９０ｍ^3／秒を安全に流下させることを目的として実施される、堤防引堤工事に係る事業である。

本件区間における雪谷川の現況を見るに、川幅が狭く、流下能力が１９５m³／秒と計画高水流量を大きく下回る状況にある。

雪谷川流域においては、平成１１年１０月２７日から２８日にかけての豪雨により、岩手県九戸郡軽米町を中心に、家屋の全壊２５戸、半壊５戸、床上浸水４４６戸、床下浸水１３７戸、公共施設等の災害など甚大な被害が発生し、その被災総額は約２３９億円にも及んだ。

本件事業においては、川幅を現河川の約２倍に拡幅することから、流下能力が増大し、工事実施基本計画に基づく計画高水流量５９０m³／秒を安全に流下させることが可能となる。

したがって、本件事業の施行により、洪水時における災害を防止し、雪谷川流域の住民の生命及び財産並びに公共施設の安全が図られるなどの公共の利益がもたらされることが認められる。

（２）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）及び岩手県環境影響評価条例（平成１０年条例第４２号）により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しない。

しかしながら、起業者は、岩手県自然環境保全指針に基づき、動植物調査を実施しており、本件事業地内において、いわゆる「レッドデータブック」（環境庁編集）において絶滅危惧種とされている貴重な動植物は確認されていない。また、本体工事の施工により、工事期間中の騒音等、当該地域における環境への影響が考えられるが、起業者は、大型土嚢を用いた水溜箇所を設置し、河道掘削工事により発生する土砂を水溜箇所において沈殿させ、濁水発生の軽減を図ることや、騒音対策型機械を使用し騒音の軽減に努めることとしている。

また、埋蔵文化財包蔵地が本件事業地周辺に存することから、その存否について起業者が岩手県教育委員会に確認調査を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は小さいものと認められる。

（３）代替案の検討について

本件区間における河川改修の手法としては、右岸の堤防を引堤する本件事業の手法（右岸拡幅案）（用地面積約１５ヘクタール、事業費約９２億円）のほか、①捷水路（しょうすいろ）案、②左岸拡幅案、③両岸拡幅案が考えられる。

①の捷水路案は、現河川右岸堤防の外側に新たに河道を計画するもので、用地面積に約２１ヘクタールを要し、捷水路によって地域が分断され、コミュニティ機能を損なうおそれがある。また、工事用道路として使用できる既存の道路がなく、新たに工事用道路が必要となることから、事業費に約１０８億円を要し、用地面積及び事業費が、いずれも本件事業に比べて大きくなる。

②の左岸拡幅案は、左岸の引堤等により流下断面を確保するものである。本件区間の左岸側は軽米町役場や軽米病院等の公共施設が存する中心市街地であり、多くの住

家及び商店等の移転が伴い、また、工事用道路として使用できる既存の道路がなく、新たに工事用道路が必要となるため、事業費に約１０６億円を要し、本件事業の事業費に比べて高額なものとなる。

③の両岸拡幅案は、両岸の引堤等により流下断面を確保するものであり、②案よりも移転戸数が少ないものの、左岸側の中心市街地及び右岸側の宅地が事業用地となることから、本件事業と比べて、多くの住家及び商店等の移転が伴う。また、左岸側には工事用道路として使用できる既存の道路がなく、新たに工事用道路が必要となるため、事業費に約１０２億円を要し、本件事業の事業費に比べて高額なものとなる。

したがって、本件区間における河川改修の手法については、地域への影響、経済性及び技術的観点からみて、本件事業の手法が最も合理的であると認められる。

（４）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められるとともに、（３）で述べたように、本件事業の手法は、他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、河道拡幅等を行い、流下能力を１９５ｍ^3／秒から５９０ｍ^3／秒に増大することにより、年超過確率１／１００の洪水による災害を防止しようとするものである。

本件事業の存する軽米町では、平成１１年１０月の豪雨災害を契機として、平成１２年１２月に「軽米町安全で安心なまちづくりプラン」を策定し、現在も災害復興に努めており、また、本件事業の早期完成に関する要望が軽米町長からなされていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号）等の規格に基づき行われる河道掘削等の工事に必要な範囲で計画されているものと認められる。また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により恒久的に設置される施設の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

（３）収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

１から４までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第２０条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。